

福岡県医第7号(保)

平成16年4月2日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



福岡県薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

保 険 者 名	区 分		現 行	改正後	施行年月日
福岡県薬剤師 国民健康保険組合	3 歳以上 7 0 歳未満	甲種 組合員	2 割	3 割	平成 16 年 4 月 1 日
		乙種 組合員	3 割		
		その他の 被保険者			

※甲種組合員：福岡県薬剤師会会員の薬剤師であり、薬局又は医薬品販売業者を営む者。

乙種組合員：甲種組合員に雇用されている者。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





15国援第10279号-3
平成16年3月25日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部長



福岡県薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可したのでお知らせします。

記

保 険 者 名	区 分		現 行	改 正	施 行 年 月 日
福岡県薬剤師 国民健康保険組合	3 歳 以上 7 0 歳 未 満	甲種 組合員	2 割	3 割	平成 1 6 年 4 月 1 日
		乙種 組合員	3 割		
		その他の 被保険者			

※ 甲種組合員：福岡県薬剤師会会員の薬剤師であり、薬局又は医薬品販売業を営む者。
乙種組合員：甲種組合員に雇用されている者。

